

明治大学校友会日野地域支部会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、明治大学校友会日野地域支部と称する。

(地 位)

第2条 本会は明治大学校友会会則第3条の規定に基づき設置された東京都多摩支部（以下「上位支部」という。）に属する地域支部である。

(目 的)

第3条 本会は、明治大学を賛助し、明治大学校友会本部（以下「本部」という。）の実施する事業並びに上位支部活動に積極的に参加すると共に、会員相互の親睦・交流を図り、併せて地域社会に貢献することを目的とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、地域支部長の居住地若しくは地域支部長が指定する所に置く。

- 2 本会の事務所には、本会の会則、会員名簿、役員名簿、議事録等を備える。

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 上位支部との連携による大学賛助のために必要な事業
- (2) 本会振興のために必要な事業
- (3) 地域社会に対するPRと貢献
- (4) 会員名簿、会報等の発行
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事業

第2章 会 員

(構成員資格)

第6条 本会は、次の各号に規定する会員により構成する。

- (1) 本部会則第5条の規定に定める会員資格を有する者（以下「校友」という。）で東京都内の本会所管行政区域（以下「所管区域」という。）に居住する者
- (2) 本部会則第6条第1項但し書きの規定に基づき、所管区域に所在する勤務地に所属を変更した者
- (3) 本部会則第7条の規定に基づく所管区域出身の在学学生を、本会の準会員として本会の活動に参加させることができる。

(所管区域)

第7条 前条第1項に規定する本会の所管区域は、東京都日野市内とする。

第3章 役 員 等

(役 員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 地域支部長 | 1名 |
| (2) 地域副支部長 | 若干名 |
| (3) 地域支部幹事長 | 1名 |
| (4) 地域支部副幹事長 | 1名 |
| (5) 地域支部幹事 | 若干名 |
| (6) 地域支部会計 | 2名 |
| (7) 地域支部監事 | 2名 |

(選 出)

第9条 地域支部長、地域副支部長及び地域支部幹事は会員総会（以下「総会」という。）で選任する。

- 2 地域支部幹事長及び地域支部副幹事長は、地域支部長が指名し総会の承認を得るものとする。
- 3 地域支部幹事、地域支部会計は地域支部長が指名し、総会に報告するものとする。

(任 期)

第10条 役員任期は、地域支部総会から2年とする。

(顧問・相談役)

第11条 本会に顧問・相談役を役員会承認により置くことができる。

(役員職務)

第12条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 地域支部長は、地域支部を代表し、地域支部の会務を総括する。
- (2) 地域副支部長は、地域支部長を補佐し、地域支部長に事故あるときは、地域支部長が予め指名した順位により、地域支部長の職務を代行する。
- (3) 地域支部幹事長は、地域支部の会務を掌理し、幹事を総括する。
- (4) 地域支部副幹事長は、地域支部幹事長を補佐し、地域支部幹事長に事故あるときはその職務を代行する。
- (5) 地域支部幹事は、役員会の決定に従い地域支部の会務の処理にあたる。
- (6) 地域支部会計は、地域支部の会計を司る。
- (7) 地域支部監事は、地域支部の会計監査及び各役員業務執行状況を監査し、総会に報告する。

第4章 会 議

(総 会)

- 第13条 本会は、毎年1回定時総会を開催する。
必要がある場合は、臨時にこれを開催する。
- 2 総会は、地域支部長が招集し、議長となる。
- 3 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可
同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

- 第14条 役員会は、総会への付議事項並びに本会の事
業、業務及び運営に関する事項を審議・決定
する。
- 2 役員会は、全役員をもって構成し、必要に応
じ、地域支部長が招集する。

第5章 事業年度・会計等

(事業年度)

- 第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日から3月
31日までとする。

(会費)

- 第16条 会員は、会費として年額3千円を支部に納入
するものとする。

(経費の支弁)

- 第17条 本会の経費は、年会費、寄付金、その他の収
入をもって充てる。

(事業計画・報告及び予算等)

- 第18条 地域支部長は、翌年度の事業計画書及び予算
書並びに当年度の事業報告書及び決算書を
毎年4月末までに作成し、地域支部監事の監
査を受け、地域支部役員会の議を経て確定し、
直後に開催する地域支部総会において、これ
らの承認を得なければならない。
- 2 地域支部長は、地域支部会則の変更、地域支
部役員交代、総会の開催等、地域支部運営
に関する重要事項について、その都度上位支
部の支部長に報告するものとする。

第6章 そ の 他

(賞 罰)

- 第19条 地域支部長は本会のため特に功労があった会
員を、総会の同意を得て表彰することができる。
- 2 地域支部長は、次の会員を、総会出席者の3
分の2以上の同意により、懲戒し又は会員資
格を停止することができる。

- (1) 本部会則第48条第2項の規定の適用によ
り会員資格の停止を受けた者
- (2) 本会の会則に著しく違反した者
- (3) 本会の名誉を著しく汚す行為があった者
- (4) 会員たる面目を著しく失墜する行為があっ
た者

(変更の届出)

- 第20条 会員は氏名、住所、職業及び勤務先を変更
したときは、遅滞なく本会に届け出るもの
とする。

(会則の改正)

- 第21条 この会則の改正は、総会において出席者の
3分の2以上の同意を得なければならない。

(規定の優先)

- 第22条 この会則に定める規定が、本部会則又は上
位支部会則の規定に抵触する場合は、本部
会則及び上位支部会則がこの会則に優先
する。

(規定の解釈)

- 第23条 この会則に定めのない事項については、総
会の議を経て決定する。

(解 散)

- 第24条 本会は、当該会員総数の3分の1が出席し
その4分の3以上の同意により解散する。
- 2 前項による解散が完了したときは、地域
支部長は、遅滞なく解散に関する総会の議
事録を添えて上位支部の支部長に届け
なければならない。

附 則

この会則は、平成21年5月24日から施行する。

(平成22年5月23日 一部改定)